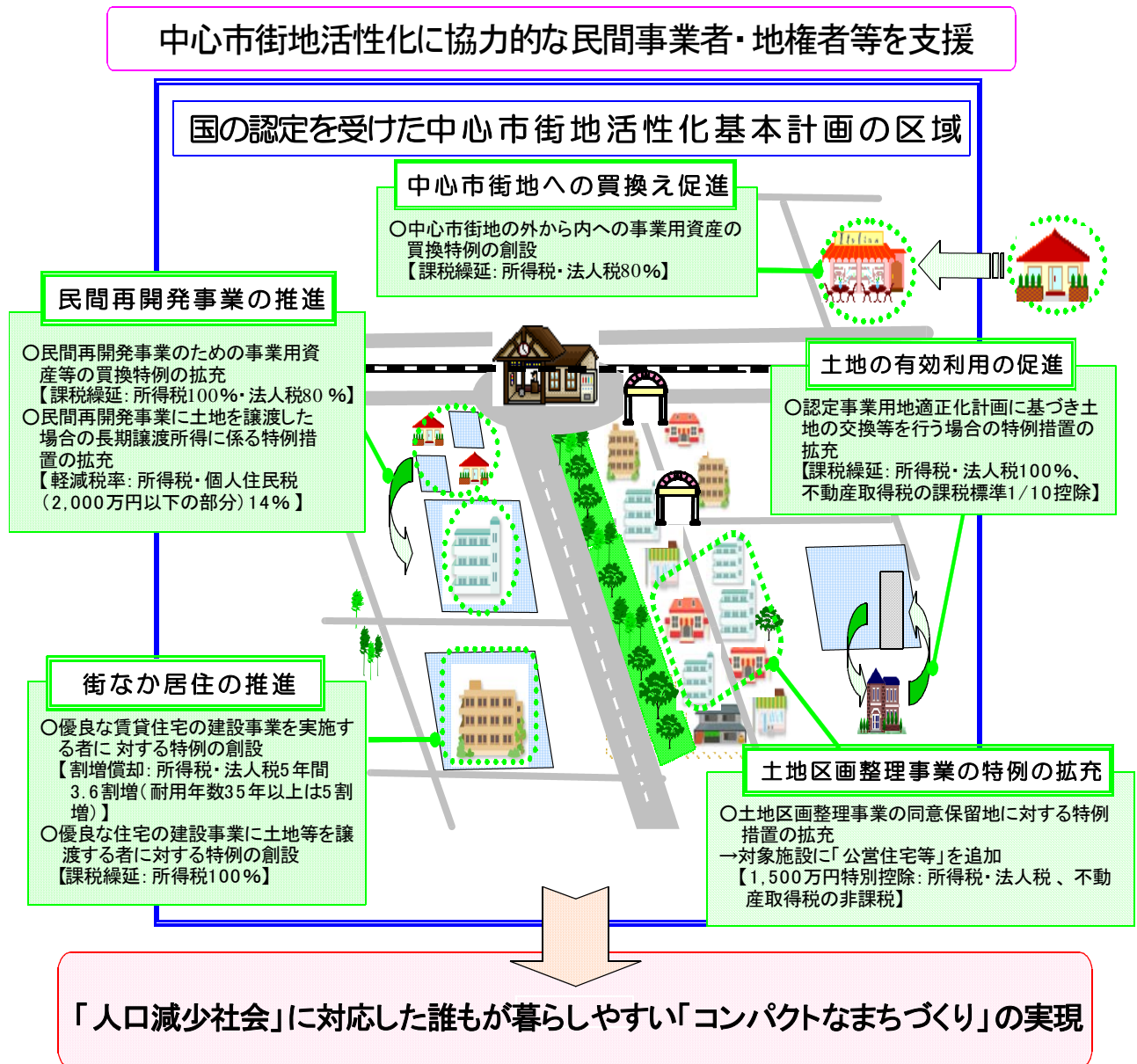


# IV 都市再生・まちづくり

## 1 都市再生・地域再生

### (1) 中心市街地活性化対策の推進

中心市街地において、都市機能の集積や優良な住宅の供給を促進するために、以下の税制上の特例措置を講ずる。



### (2) 都市再生促進税制の延長

都市再生特別措置法に基づき国の認定を受けた民間都市再生事業について、今後も継続的な認定が見込まれるため、都市再生を推進すべく、登録免許税に係る特例措置の適用期限を1年延長する。

- 登録免許税：軽減税率
- 土地移転登記 0.8%
- 建物保存登記 0.3%

## 2 ユニバーサルデザインの考え方に基づく施設整備の推進

### (1) 交通バリアフリー設備の整備促進のための特例措置の延長

鉄道駅、バス車両等のバリアフリー化を推進し、高齢者、障害者等の移動の円滑化を図るため、交通バリアフリー設備を整備した場合の特例措置を2年延長する。

(所得税・法人税・不動産取得税・固定資産税・都市計画税)

#### ① 交通バリアフリー設備の特別償却制度の延長（所得税、法人税）

- 鉄道駅のエレベーター・エスカレーター 特別償却15%
- 低床型路面電車、リフト付きバス、リフト付きタクシー、  
ノンステップバス、スロープ付きタクシー 特別償却20%

#### ② 駅のバリアフリー化改良工事により取得した施設に係る特例措置の延長（不動産取得税、固定資産税、都市計画税）

- 不動産取得税：課税標準1／6控除
- 固定資産税・都市計画税：課税標準5年間2／3  
(鉄道駅のバリアフリー化（エレベーターの設置等）のための改良工事により取得した家屋及び償却資産が対象)

#### ③ 低床型路面電車に係る特例措置の延長（固定資産税）

- 固定資産税：低床型路面電車の課税標準5年間1／4



障害者対応型エレベーター



車いす対応エスカレーター



低床型路面電車



ノンステップバス



リフト付きタクシー